

岩手県告示第605号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づきダムと道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり公示する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 一級河川北上川水系中津川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 ダム（天端橋梁）
- 3 河川管理施設の位置 盛岡市浅岸二ッ森25番34地先から盛岡市新庄字貝田31番3地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - （1）名称及び住所 道路管理者 岩手県知事 盛岡市内丸10番1
 - （2）代表者の氏名 岩手県知事 達増 拓也
- 5 管理の内容
 - （1）兼用工作物（道路の附属物に限る。以下同じ。）の新設、改築、維持又は修繕
 - （2）兼用工作物の災害復旧
- 6 管理の期間 令和4年10月25日から道路の存続する日まで

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び盛岡広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。